

税務行政の現状と課題

今日の話は大きく四点あります。一点目が「国税組織の現状」です。国税組織がどういった現状にあるかということの一端をお話しします。私は税務そのものというよりも、税務組織のマネージメントが本務ですので、そういった観点からお話しさせていただきます。

二点目が「税務行政の中期課題」です。特に税務調査等の面で、大きな方向として、今後税務行政がどういう方向に動こうとしているかをお話ししたいと思います。

三点目が「国際的な租税回避」にどう対抗していくかについてです。

四点目が「制度改正への対応」です。平成十三年度改正以来の大きな税理士制度の改正がありましたので、これについて少し触れたいと思います。

それから、平成二十六年四月一日から、

消費税率が5%から8%に上がりましたので、これに税務行政としてどういう対応をしているかを簡単に紹介します。

また、社会保障・税番号制度、個人番号としてはマイナンバーという愛称がありますが、この制度につきまして、どういうことをやろうとしているかという話に少し時間を取ればと思っております。

I 国税組織の現状

国税職員は

ピーク時から四〇〇人減

国税組織の現状ということで、まず、国税庁の定員が平成に入ってからどういった推移をたどっているか振り返ってみます。平成元年度には新しい税目として

消費税、平成四年度には、地価税が導入されたこともあり、平成元年度に約五万四千人だった税務職員は、平成九年度には約五万七千人に増加しました。その後、厳しい行財政改革をしなければならぬということ、十年程度減少が続きました。平成十九年度から平成二十三年度までは微増しております。このときは、治安・徴税・CIQ（税関・入管等）に関わる定員は増やしてもいいということでしたので、徴税組織として少し増加したわけです。しかし、平成二十四年度以降は、公務員を純減しなければならぬという話があり、平成二十四年度マイナス六九人、平成二十五年度マイナス三三八人、平成二十六年度マイナス六六人と、非常に大きな純減となっております。

その結果として、ピーク時に比べると一四〇〇人ほど減って、約五万六千人が私どもの現有戦力です。

一般職の国家公務員は二十九万七千人ほどいます。したがって私ども国税庁の職員数約五万六千人という数字は、一般職の国家公務員の二割弱という数字になっています。

一方、税理士登録をされている方は約七万四千人になります。私どもとしては



稲垣光隆(いながき・みつたか)氏

昭和55年大蔵省(当時)入省、60年仙台国税局白河税務署長、平成13年主税局調査課長、同税制第三課長、主計局総務課長、東海財務局長、主計局次長、関税局長を歴任、25年4月国税庁長官に就任。

税理士の皆さま方と、いい意味での協働という形で、税務行政を進めていくことが一つのポイントであると思っています。

実調率は右肩下がり 改正通則法も影響

今、数の話をしましたが、その数に表れている以上に苦しいのが質の話です。職員数を年代別に見ますと、四十一歳〜四十五歳代の職員数が多くなっています。

実は二十代、三十代の職員数が少ない構造になっています。

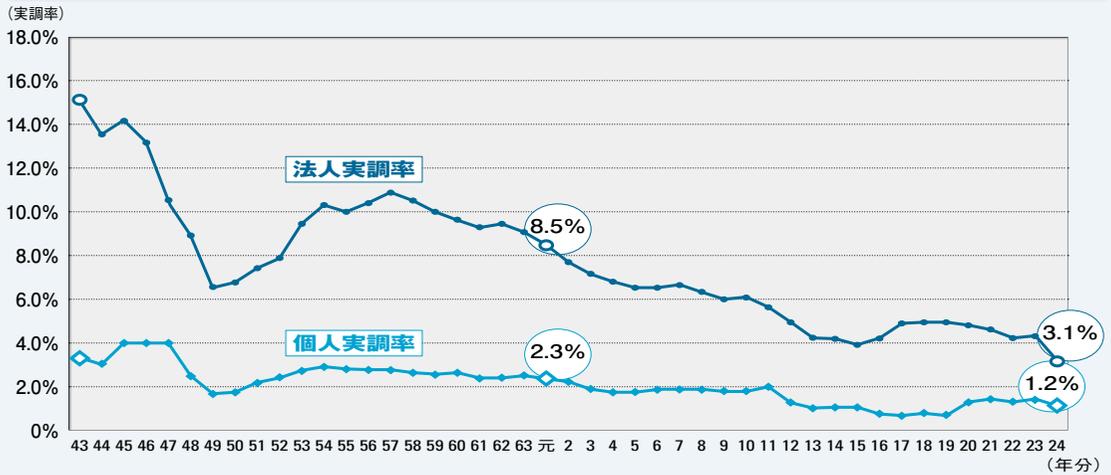
第二次大戦後、申告納税制度が導入される等の税制改革が行われましたが、これに伴い、昭和二十年前半に大量の増員が行われました。その大量採用期の職員が大体四十年ぐらい勤めて、平成元年前後に退職しましたが、同時期に退職者の欠員を補うための採用に加えて、消費税導入等の制度改正に対応するために新規採用が増加し、これらの者が二十数年

経って四十代ぐらいになっているという構造です。組織としては、若い層が薄くなっているというところは非常に厳しいと思います。

こういった現有戦力の下で、一つの数字として実調率の推移という資料(図1)があります。ご存じのように実調率というのは税務調査の件数を対象となる納税者の数で割ったものですが、法人でいうと三・一%、個人でいうと一・二%ということですので、丸で囲ってある平成元年の数字に比べても、法人については三分の一、個人については二分の一に落ちています。単純計算すると、法人については三十二年に一度、個人については八十三年に一度しか調査できない。こういう言い方をすると、これがいかに間違っているかというのは皆さまプロですから大体お気付きになります。実際はそんなに間が空いているわけではありませんが、押しなべて計算するとそういった状況にあるということです。

特に平成二十三年から平成二十四年のところで実調率が大きく下がっています。法人でいうと四・三%から三・一%へ、個人でいうと一・四%から一・二%へと下がっています。これは主に改正国税通

図1 実調率の推移



(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

(講演資料から)

則法施行の影響で、昨年六月までの一年間の数字で、その前の事務年度と比べると大体各税目、押しなべて二割から三割、調査件数が減っています。当然のことながら、きちんと文書を様式に従って残すといったことをしているので、そのものを作る分だけ時間がかかってしまうということですので。これは昨年一月から本格施行ですので、もう少しこの数字は落ちていくというように考えています。

それから、そもそも構造的要因があり、見ていただければ分かるように実調率は改正国税通則法が成立する前から右肩下がりになっています。これは申告件数が増加傾向にあるということと、もう一つは事案が非常に複雑になってきているということがあります。いろいろ複雑な取引、特に海外関係などが増えており、我々の方から言う調査に手間がかかるということですので。

それから、先ほども申し上げたように全体として人員数が抑制されているという私どもの戦力の問題、もう一つは、コンプライアンスの問題です。私どももいろいろの意味で組織のコンプライアンスを問われていまして、管理業務が忙しくなっているということがあります。

II 税務行政の中期的課題

テーマを絞り、 深度ある調査を実施する

続いて「税務行政の中期的課題」について触れていきたいと思います。私どもを取り巻く環境変化の中で大きなものが三点あります。一点目は経済のグローバル化、国際化です。二点目がICT化の進展です。三点目としては、税務行政効率化の要請が非常に高まっていることがあります。

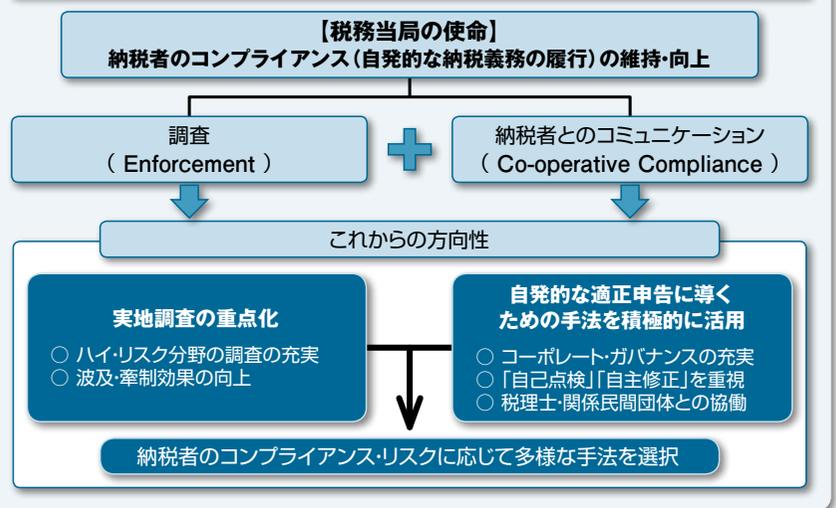
ICT化の進展には二つの局面があるかと思えます。一つはまさにICTで電子商取引が行われるため、その取引が見えなくなってくるということです。国内で取引があっても、金の流れが見えにくい部分もあるのですが、これがグローバル化ということで海外に行っている、さらにはICT化でバーチャル空間に行っているとなかなか見えないという面があります。こういった厳しさがある反面、私どもの行政にとっては事務の効率化に大変役立つっております。私どもも税務組織は人材産業だと私は思っていますが、か

なり装置産業化してきている部分も
あります。

税務行政効率化の点では、私どもも
も苦慮しておりますが、世界の税務
当局も同様であり、OECDの税務
長官会合でも、税務行政をどう効率
化していくかという話が議題に上
がります。その中で、今後税務行政が
目指すべき方向性は、課税逃れ等が
生じやすい分野への取組を強化する
ことと、より効率的、効果的に納税
者の皆さま方の税務のコンプライア
ンスを自発的に向上させていただく
手段を追究していくことだろうと思
っています。

これを図示したものが図2です。
私ども国税庁の使命は「納税者の自
発的な納税義務の履行を適正かつ円
滑に実現する」ということです。こ
の税務当局の使命のために今までは
かなり調査に重きを置いてきました。図
2の左の方に調査(Enforcement)とあ
ります。これが引き続き柱であるのは問
違いのないわけです。そして図の右側には
納税者とのコミュニケーション(Co-
operative Compliance)とあります。
もちろん今までも行っていたことなかつたわけ

図2 これからの我が国の税務行政の方向性



(講演資料から)

ではありませんが、こういった調査以外
の方法、手法も、バランスを取って取り
組んでいかなければならないということ
です。

実際に何をするかというと、一つは調
査については重点化をしようということ
です。毎年、見直すべきテーマはありま

すが、大きな流れ、重点化すべき分野と
して、富裕層、海外・クロスボーダー、
無申告事案、消費税事案が今一番力を入
れていかなければいけないところだと考
えています。これらをベン図にしたもの
が図3です。この重なり合いの中いろ
いろ具体的な例示が書いてあるわけで
すが、こういったところに人数を投下して
深度ある調査をすることになります。

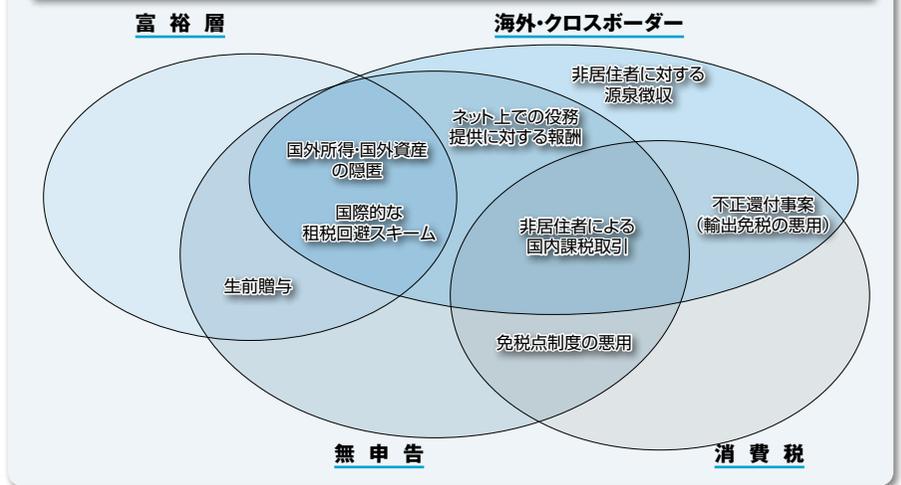
一方、調査一辺倒ではなくて、他のや
り方で自発的な適正申告に導く手法をよ
り積極的に活用していこうという考えが
あります。

この大きく二つの道筋、これを使って
さまざまな手法を組み合わせながら、適
正かつ円滑な納税義務の履行を実現して
いこうということです。

大企業の 税務コンプライアンス向上を促す

我が国全体の申告水準の維持・向上の
観点からは、大企業の「税務に関するコ
ーポレート・ガバナンスの充実を通じた税
務コンプライアンスの向上」が重要であ
ると私どもは考えています。なぜなら大
企業は、経済に占めるウェイトが高く、

図3 コンプライアンス・リスクが高い分野への実地調査の重点化



(講演資料から)

納税額に占めるウエイトも高くなっているからです。
 それから、大企業は連結納税制度を適用していなくてもいろいろなグループ企業や取引先、下請等々を抱えています。大企業の税務コンプライアンスは、これ

らの企業等に与える影響が大きいので、大本の大企業にきちんとしていただくということは重要だろうと思っています。

また、これは国税当局側の問題ですが、大企業に対する税務調査には、多くの事務量を要しています。人員も必要です。

国税局には資本金四十億以上の大企業(全国で五百ほどあります)を担当する特別国税調査官がありますが、大体五人のグループで三カ月から六カ月ぐらいかけて税務調査を行っております。ですからこの事務を効率化する意味は大きいものと考えております。

こういう意味で大企業の税務コンプライアンスの水準を上げていただくことを一つの目的にして、ここ三年ぐらい新しい取組を進めてきています。

具体的には、税務調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認させていただき、調査終了後には私どもの調査部長とトップマネージメントの方で、「税務から見たコーポレートガバナンス」について、あらかじめ記載いただいた確認票を基にして、意見交換をさせていただいております。

税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好な企業については、調査事

務に反映させるといふ取組も始めています。具体的に申し上げるわけにはいきませんが、大企業については過去の税務調査が大体何年周期で行われてきているという実績があります。先ほど申し上げたように、税務に関するコーポレートガバナンスが良好なことに加え、過去の調査において大口・悪質な是正事項がないというようなことその他の事情を総合勘案して、次回調査までの間隔を従来の間隔より一年延長するという取組です。まだ限られた法人ですが、いくつかの大企業が対象になっています。税務リスクの高い取引、例えば、事業再編、あるいは特別損失といった取引について、あらかじめ自主開示していただくということを条件にして、調査間隔の延伸を図っているということです。

自発的な適正申告に向けた取組

次に、大企業以外、税務署で所管しているような法人や個人事業主の方というイメージでもいいかもしれませんが、「中期的視点から、自発的な適正申告に導くような多様な手法」を推進しています。

一つは事前策ですが、税務上の問題点の未然防止、あるいは再発防止といったこととであり、図4に「申告前の自己点検・外部チェックを支援」とありますが、私どもの方からあらかじめ間違えやすいもの等についてチェックリストをホームページなどで提示して、それを参考にチェックをしていただく。それは私どもの方にも見せていただいて、申告審理する場面、あるいは調査先として選定させていただきますときに、そのチェックリストを参考にさせていただきます。

もう一つ、調査で一度非違を発見したところについては、同種の誤りが繰り返されることのないように、アフターケアとして申告の前に必要に応じて指導をすることを考えています。

事後の対応としては、自発的な事後修正を促すような仕組みを進めていこうと思っております。多数の申告漏れが想定される事項の公表や書面によるお尋ねを行い、ここを皆さまがチェックされて、間違いであれば早めに修正申告をお願いするという仕組みです。

書面照会等による自発的な見直しの要請もいたします。昨年は一部で不動産所得がある方などに書面照会を行いました。

書面照会を基にきちんと確認していただいて、納税者の皆さまからの回答により不明点が解明でき、申告書に問題がないと分かれば調査に行く必要はなくなりま

す。また、税理士法に基づく意見聴取の充実ということですが、これは皆さま方に非常にご努力いただいています。税理士法に基づく書面添付制度をもっと拡大して、普段から税理士の皆さま方に見ていただいて、何かあれば税理士の皆さまの意見を基にして、なるべく早めに修正申告をしていただくということです。これは私どもにとっても、効率化という面で非常にメリットがありますし、他方、納税者の皆さま方にとっても、調査による更正を予知せずに修正申告さえしていれば、加算税は一切かからない仕組みになっていきますので、双方にメリットのある仕組みだと考えています。

自発的な見直しを促す

—— 国外財産調書の例

自発的な見直しを促す取組の一環として、今年の一月から施行された国外財産調書があります。これは、年末時点にお

図4 多様なコンプライアンス確保策を活用した税務行政の推進

中期的視点から、自発的な適正申告に導くための多様な手法の活用を推進

「未然防止」「再発防止」の取組を支援(例)

- 適正申告に向けた申告前の自己点検・外部チェックを支援
→ 申告審理・選定等の場面において納税者の取組も考慮
- 調査で指摘した非違等の再発を防止する取組
→ 必要に応じて次の申告前の指導(アフターケア)

「自発的な事後修正」を促進(例)

- 多数の申告漏れが想定される事項を公表(自発的な見直しを期待)
- 書面照会等による自発的な見直しの要請
- 税理士法に基づく意見聴取の充実
→ 「調査」に至る前に自発的な修正(期限後)申告を期待
※ 調査による更正を予知しない修正申告等は加算税免除

いて五千万円を超える国外財産、金融資産に限らず実物資産である不動産等も含め、五千万円を超える国外財産を保有している個人の方に、その財産の内訳を記載した調書を提出していただくというものです。

この制度には、自主的な見直しを促すインセンティブ措置が設けられておりま

(講演資料から)



して、国外財産調書に記載のある財産に関する所得、例えばアメリカに不動産を持っているということを記載していれば、それに伴う賃貸料収入などの所得が申告漏れとなっていたとしても、加算税が五%軽減されます。一方で、これはまさにインセンティブ措置ですので、国外財産調書に記載がない財産に係る申告漏れについては五%加重されます。このように自発的な申告と自発的な法定調書の提出を促す仕組みとなっています。

さらに、この国外財産調書は不提出・虚偽記載について罰則がかかることになっています。ただし、罰則の適用は、平成二十七年一月以降の提出分からですので、今回提出すべきものについては罰則の対象にはなりません。これは制度の周知期間、いわゆる試行期間ということであり、私どもも導入初年度である今年の提出状況を一生懸命分析しています。来年以降、さらに適正に提出していただくべく、提出漏れがないよう適切に対応し

ていかなければならないと考えているところです。

Ⅲ 国際的な租税回避への対抗

各国と情報交換のネットワークを 結ぶ

続いて国際的な租税回避及びそれに対抗するための、税務当局間での国際的な協調体制についてお話しいたします。

昨年、一部の多国籍企業が極端な租税回避をしているということが、英国等大変問題になりました。各国は、非常に厳しい財政事情の下、税制面や社会保障面等で国民に負担を強いています。そのような状況の中、多国籍企業だけがうまく租税を逃れているのではないかという話になり、昨年の英国でのロックアーン・サミットでも、主要な議題の一つになりました。

これには二つの局面があり、一つは税制です。OECDに租税委員会という租税条約のモデル条約作成等を行っている、税制の国際化に関する組織があります。ここで「BEPSプロジェクト」を立ち

上げました。「BEPS」(税源浸食と利益移転: Base Erosion and Profit Shifting)とは、各国の税制の違い等を利用して国際的な二重非課税、すなわち国際的な税のループホールを創出し、そこに利益を移転することでどの国からも課税されていない状況のことです。OECD租税委員会ではこのBEPSに対抗すべく作業を行っています。

もう一つは私も執行の話です。執行面における国際協力の枠組みについては、まずOECD税務長官会議(FTA II Forum on Tax Administration)があります。これは、OECD加盟国に中国やインド等を含めた四十五カ国で税務当局間のマルチのさまざまな協力関係について検討する枠組みです。これ以外に、アジア税務長官会合(SGATAR)や、日中・日韓税務長官会合、国際タックスシエルター情報センター(JITSIIC)などがあります。

これらの協力関係のベースとなっているのは、租税条約や情報交換協定といったネットワークに基づく各国の税務当局との情報交換です。このネットワークには欧州のガンジーやジャージー、中南米のケイマン、バハマといった、いわゆ

るタックスヘイブン地域とされる地域も含まれています。情報交換の実効性を確保するというのは大変ですが、タックスヘイブンのような地域からでも、適切に情報を入手できる法的な枠組み(ネットワーク)を、日本は六十一条約、八十三カ国・地域との間で締結しています。

このネットワークが有効に働いた事例をご紹介します。一つは豪州所在の非居住者に対する課税漏れが把握された事例です。国税庁は、日本国内(北海道ニセコ地区)所在不動産の譲渡による所得発生が見込まれるにもかかわらず納税申告していないと思われる者を多数把握しました。豪州税務当局に情報交換要請して協力してもらったところ、所得発生が判明したので、これらの情報に基づき適切に是正処置を行いました。二年ほど前になります。実績としては、十件、増差所得で五千六百万円ほどだったと記憶しております。

もう一つの事例も豪州です。豪州税務当局が入手したタックスヘイブン国関係の個人・法人の膨大なデータベースの中に日本人または日本法人が含まれているようだという情報提供を受けました。現在、豪州から入手した情報を分析し

て、必要に応じて調査等の手続きを実施しようと考えております。この情報入手については、昨年五月に国税庁から記者発表をしました。このような発表は異例ですが、納税者に自主的に正していただきたいということも含めて発表したところ、マスコミの方も大変驚いておられました。

多国間の金融口座情報の自動的情報交換

最近の新しい動きとして、非居住者の金融口座に関する自動的な情報交換基準の策定があります。自動的というのは「相手国からの要請に基づくことなく、大量の情報を一括して送付する」ということで、これを多国間で実施していかうとしています。そもそもこのきっかけとなったのは、米国のFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)という法律で、米国税務当局が非居住者の金融口座情報を入手するための枠組みです。この枠組みを多国間に拡大して総合的に取り組むことを目的として、自動的情報交換の基準策定作業を行い、今年の二月までに統一基準を作り終えました。できれば平成二

十七年には、いくつかの国でこれに沿って自動情報交換を開始しようという運びになっています。

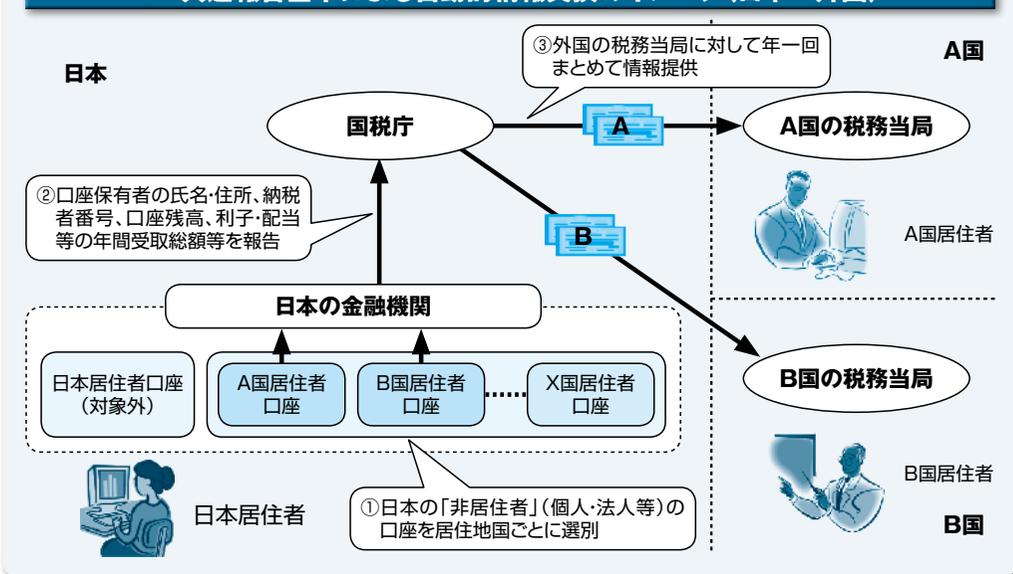
この仕組みを示したのが図5です。図の中に②とありますが、これがOECDの共通基準の項目です。非居住者、要するに外国の方が日本の金融機関に口座を保有している場合、口座保有者の氏名・住所、納税者番号などを、外国の税務当局に対して年一回まとめて自動的に送るということです。

こういう報告を日本の金融機関からいただくためには、法律改正が必要となります。また、システム上の対応など必要となる関係上、すぐにといいのは厳しいですが、取り組んでいこうと考えております。

この仕組みは相互主義に基づいており、日本の個人または法人が外国に金融口座を保有していれば、その金融口座情報が国税庁に送られることとなります。このような仕組みの下、各国税務当局と協調して、国際

的な租税回避行動を防止していこうという潮流になっています。国税庁もだんだん国際的な人材が増えてきています。こ

図5 共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(日本⇒外国)



(講演資料から)

ういった協調行動を通して、適切かつ公平な課税の実現を図ってまいりたいと考えているところです。

IV 制度改正への対応

調査の事前通知の 規定の整備等

制度改正への対応については、まず税理士制度の見直しの話をしたいと思えます。今回、平成十三年度改正以来の大きな制度改正が行われました。いろいろな懸案事項があり、特に公認会計士への自動的資格付与の見直しについては最後まで調整が難航したわけですが、双方ともに納得がいく形で決着を見ました。図6にあるとおり十二項目の見直しが行われたわけですが、そのうち法律改正事項が七つ、その他省令・通達等の見直しとなっておりまして。大部分は平成二十七年四月一日の施行ですが、いくつか時期がずれて早めにあるいは遅く施行される項目があります。公認会計士の資格付与は三年先の平成二十九年四月一日以後に公認会計士試験に合格した者について適用と

図6 税理士制度の見直しへの対応等

○税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し見直しを行う。

改正項目	改正区分	施行日
○ 納税者利便の向上		
1 租税教育への取組の推進(税理士会会則の絶対的記載事項化)	法律・政令	平成27年4月1日
2 調査の事前通知の規定の整備	法律・省令	平成26年7月1日
○ 税理士の業務の活性化・人材確保		
3 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し(名義貸しの禁止規定等含む)	法律・省令	平成27年4月1日
4 税理士試験の受験資格要件の緩和(職歴要件3年以上⇒2年以上)	法律	平成27年4月1日
5 補助税理士制度の見直し	省令	平成27年4月1日
○ 税理士制度の信頼性の向上		
6 公認会計士に係る資格付与の見直し(国税審議会による研修の指定)	法律・省令	平成29年4月1日
7 税理士に係る懲戒処分の適正化(税理士業務の停止期間1年⇒2年)	法律	平成27年4月1日
8 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し	法律	平成26年4月1日
○ その他		
9 事務所設置の適正化(税理士会の登録調査権限の明確化)	省令	平成27年4月1日
10 税理士証券の定期的交換	省令	平成27年4月1日
11 電子申告等に係る税理士業務の明確化	通達	現行取扱いの明確化
12 会費滞納者に対する処分の明確化	告示	平成27年4月1日

(講演資料から)

なっています。
その他の制度改正の中で一つ注意喚起したいのは、調査の事前通知の規定の整

備が行われたことです。今までは納税者と関与している税務代理人の双方に対して事前通知を行うことになっていました

が、今年の七月一日以降に行う事前通知については、税務代理権限証書の「調査の通知に関する同意」欄にレ印のチェックを付けていただければ、もう納税者を煩わせることなく、関与している税務代理人だけに調査の連絡がいく仕組みになっていきます。恐らくその方が納税者の皆さまにとっても、税理士の皆さまにとっても、私どもにとってもいい話だと思えますので、同意が得られるようであれば、ぜひそうしていただければと思

います。

次に消費税の話です。この四月は総じて言えばいろいろありました。この四月はこれから本格化する申告・納税というところがまた大変な作業になってくるかと思えます。これは皆さま方のご協力を得ながらやっていきたいと思っていますし、私どもとしては、親切丁寧な対応を心掛けていこうと考えていますので、よろしくお願いいたします。

社会保障・税番号制度への対応

「社会保障・税番号制度への対応」というところで、少し申し上げておきたい話があります。これについて皆さま方にご承知いただくと同時に、皆さま方のクライアントにもぜひ「こういうものですよ」とご説明いただければと思っています。

私ども国税庁は、この番号制度については二つの側面があります。一つは「利活用機関」ということで、法定調書等に番号を記載いただくことにより名寄せ等がより効率的に行えます。もう一つは、法人番号の「付番機関」であるということです。来年の秋口、十月ぐらいになる

図7 社会保障・税番号制度への対応

1 番号法の概要 ▶平成25年5月、番号関連法が成立

(1) 番号の指定・通知

◆個人番号

- ・市町村長が、個人に住民票コードを変換して得られる個人番号を指定して通知。
(※)番号法の規定によるものを除き、個人番号の利用、個人番号を含む個人情報の収集・保管、提供等を禁止。

◆法人番号

- ・国税庁長官が、法人等に会社法人等番号を基礎とした法人番号を指定して通知。
- ・法人等の基本情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号)の検索、閲覧可能なサービスをホームページ等で提供(ただし、人格のない社団の場合は予め同意のある場合に限る)。

(2) 利用範囲

個人番号は、社会保障、税、災害対策等の各分野の事務で利用可能。
法人番号は、広く一般に公開され、官民間わず様々な用途で利用可能。

(3) 導入スケジュール

平成27年秋頃、個人番号・法人番号を通知し、平成28年1月以降利用開始予定。

(※)番号法の施行日は、番号法附則において、政令で定める日から施行と規定。

2 税分野での利用

税務当局に提出する納税申告書、法定調書等の税務関係書類に、その提出者、法定調書の対象となる金銭の支払等を受ける者などに係る番号を記載。

税務当局の内部事務等に利用。

◀税務関係書類への番号記載時期▶

税務関係書類への番号記載時期は、平成28年1月の番号利用開始を前提とすれば、番号法整備法によると、以下のとおり。

◆納税申告書

- ・所得税については、平成28年分の申告書から。
- ・法人税については、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から。

◆法定調書

- ・平成28年1月以降に生じる金銭の支払等が行われるものから。

◆申請書等

- ・平成28年1月以降に提出するものから。

(※)番号法整備法の施行日は、番号法整備法及び番号法の附則により、政令で定める日から施行と規定。

3 番号制度の導入により可能となること(税分野)

(1) 所得把握の適正化・効率化

税務当局に提出される書類に番号が記載されることとなり、法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えることから、所得把握の適正化・効率化が期待。

(2) 納税者利便の向上 ~以下のようなことを検討中~

◆添付書類の省略

- ・住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続時などにおける住民票の添付省略。

◆源泉徴収票・支払報告書の電子的提出先の一元化

- ・給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、オンラインでの電子的提出状況を踏まえて、電子的提出先を一元化。

◆情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)を活用した情報提供

- ・自己の過去の納税申告や納付履歴に関する情報、確定申告を行う際に参考となる情報など納税者に有用な情報が自宅のパソコン等から容易に閲覧可能。

のではないかと思います。私どもの方から指定対象となる法人に法人番号を知する予定です。

実は、図7の中で「1 番号法の概要」(2)の「利用範囲」というところが重要として、個人番号については、プライバシーに関わるということで、非常に厳しい制約がかかっています。社会保障・税・

災害、この大きな三つの分野以外には、役所であるのが民間であるのが使っていないことになっていきます。例えば、アメリカに行くと「ソーシャルセキュリティナンバー」を持っていると、クレジットカードを作るときでも、信用情報とつながっていて、あつという間にクレジットカードを出してくれるなど、非常に便利

ですけれども、今のところ日本ではそういう使い方は法律上、禁止されています。ただし、私どもから通知させていたただく法人番号については、広く一般に公表され、官民間わずさまざまな用途で利用していただくことができるようになっていきます。したがって、付番機関である私どもとしても、経済団体、国や地方の行

(講演資料から)

政機関に対して、「法人番号は広く一般に公表しますので、さまざまな用途でぜひ使ってください」というアナウンスを行っています。ある意味ビジネスプラットフォームとして使えるものですので、特にB to B (Business to Business) の場面であまり使っていただければと思います。また、これからシステムの整備をするときなども、法人番号が入ることを前提に組んでおいていただいた方が、後々非常に楽になると思っています。

政府でも、例えば入札の結果発表で落札者といった既に公表されている法人情報に、法人番号を追加して公表するようにする、といったことを検討しております。私どもとしては、付番機関としてホームページ上で法人名、所在地あるいは法人番号から検索をかけられるシステムを提供することとしております。

そういったことで、個人番号の利活用についてはなかなか難しい面がありますけれど、法人番号についてはさまざまな用途で使えるレベルになっているということだけ、ビジネスの関係で少しお知らせしておきたいと思えます。

本筋の話に戻って、税分野でどういう活用をしていくかについて触れたいと思

います。これは皆さまよくお分かりだと思いますが、一つは所得把握の適正化・効率化です。これは今でも法定調書を提出していただいていますけれど、名前や住所の地番の記載が少し違うと、コンピュータで取り扱うためには補正する必要がありますが、非常に手間がかかります。これが番号を利用すると、名寄せが効率的に行えるようになり、補正も不要になるので、所得把握等について大きな効果を発揮すると期待しているところです。

納税者の皆さまにもメリットをなるべく享受していただきたいと思っています。例えば、住宅ローン控除に係る申告書を提出していただくときに、今は住民票を添付していただくことになっていますけれど、個人番号を記載していただければ、添付を必要としないというようなことも考えています。給与の源泉徴収票については、地方税当局に給与支払報告書を提出していただいていますので、電子的提出の一元化ということで地方税当局に提出していただければ、私どもが地方税当局から受け取るという仕組みを使って、地方税当局と国にそれぞれ仕分けをして提出していただいている二度手間をなくすといったことも考えています。

これは政府全体としての話ですが、個人番号について「マイ・ポータル」というものを構築して、ここにさまざまな情報を掲載しようとしています。この中に私どもとしても確定申告を行う際に役立つ情報も掲載して、申告していただくときの一助となるよう、検討を進めています。

いずれにしても、現在のスケジュールでは、来年の秋ぐらいから番号の通知を始めて、個人の確定申告の場合は、具体的な個人番号の記載は平成二十八年分頃からとなりますから、実際には、平成二十九年の確定申告期からになると思います。法定調書については、平成二十八年一月以降の金銭等の支払いに係る分から、番号の記載が必要となっておりまして、平成二十八年一月以降、番号を記載していただくことになると思います。

以上、甚だ雑ばくで駆け足で申し訳ございませんが、私の今日のお話とさせていただきます。ありがとうございました。

ご清聴ありがとうございました。

——本講演は六月二十日に行われたものです。